

長 建 協 発 第 5 2 号
平成 2 2 年 5 月 1 4 日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

建設業取引適正化センター業務の継続実施のお知らせについて

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、財団法人建設業適正取引推進機構は、昨年度に引き続き国土交通省から委託を受け、建設工事の請負契約をめぐる元請・下請間等のトラブルの相談窓口として「建設業取引適正化センター」を設置することとなりました。

同センターの業務は、建設業の取引適正化の推進に寄与することを目的として、建設業における競争の激化及び経営環境の悪化等に伴い増大している元請・下請間等の建設工事の請負契約に関するトラブル等の相談について、相談者へ紛争解決やトラブル防止に向けた助言を行うとともに、建設業法の説明や関係法令の所管部局であります行政機関の紹介、建設工事紛争審査会等の紛争処理機関の紹介を行うなどにより、トラブル等の早期解決のため支援をすることとなっております。

つきましては、同センターについての周知用パンフレットが別添のとおり作成されましたのでご参考までにお知らせ申し上げます。